

## 新たなEU VAT規則による電子商取引に係るVATの簡素化

### EY税理士法人アラートライブラリー

EY税理士法人が発行したすべてアラートは、下記サイトからご覧になれます。

<https://www.eytax.jp/tax-library/newsletters/index.html>

### エグゼクティブ・サマリー

欧州連合(EU)は電子商取引に係る付加価値税(VAT)制度を簡素化することを目的とした、新たなEU VAT規則を公表しました<sup>1</sup>。新規規則は2021年1月1日に一括施行されます。ただし、2019年1月1日以降、企業は電子サービスと通信・放送サービスの供給に係る簡素化された「課税地ルール」の適用を開始できます。欧州委員会によると、一連の新たなEU VAT規則は、オンライン・ポータルを通じて複数のEU加盟国への販売を行う企業のコンプライアンス費用を最大で95%軽減する可能性があります。

新規規則は2つの段階で施行されます。まず、通信・放送・電子サービスを対象とする既存のミニワンストップショップ(MOSS)システムの適用、ならびに企業が顧客の所在地を特定するために必要な証拠書類の簡素化に関して、要望の多かった基準が導入されます。2年後、VATの申告・納付の為の(M)OSSシステムが、全種類のサービス(企業消費者間取引=B2C)、ならびに物品の遠隔地販売にも拡大されます。現行規則で定められている、低額貨物に対する輸入VATの免除規定は撤廃され、電子的に促進される特定の種類の遠隔地販売に係るVAT課税関係と輸入VATの支払いに関して、新規規則が導入されます。

このアラートは電子商取引に係る新たなVAT規則を要約しています。

## 詳細解説

### 2019年1月1日に発効する規則

現在の規則では、電子的に供給されるサービス、通信サービス、ラジオ／放送サービスは、たとえB2C取引であっても、顧客の所在地においてVATが課税されると定められています。この種のB2Cサービスに関しては、顧客が所在する全ての加盟国での義務的VAT登録を回避するため、MOSSスキームが適用されています。MOSSスキームによって、企業は自国の税務当局が管理・運営するオンライン・ポータルを通じて他加盟国のVATの申告及び納付が可能になっています。新規則において、EU域内に設立された供給業者に対しては1万ユーロの基準が導入されます。年間売上が1万ユーロを下回る場合には、これらのサービスは、(供給業者が基本ルール of 適用を選択しない限り) 供給業者の加盟国でVAT課税対象となります。

さらに、EU域内に設立された供給業者によるこれらのサービスの年間売上が10万ユーロを超えない場合、企業は顧客の所在場所を証明するための証拠を1つ提供するだけで済みます(現行規則では、売上に関係なく2つの証拠が要求されています)。最後の点として、MOSSを利用する企業に対しては、所在する加盟国の規定に沿ったインボイス発行ルールが適用されます。EU域内に設立されていないが、EU加盟国でVAT登録を行っている企業も、登録している加盟国のポータルを利用してMOSSスキームを利用することができます。

### 2021年1月に発効する規則

電子商取引に係る以下の新VAT規則が2021年1月1日に施行されます。

#### ワンストップショップ(OSS)<sup>2</sup>

新規則に基づくと、MOSSスキームはEU域内の消費者に供給される全てのサービスと物品の遠隔地販売に拡大されます。このスキームは、EU域内に設立された事業者とEU域外に設立された事業者の双方が利用できますが、サービスが供給業者の所在地国でVAT課税対象となるものでない場合に限り適用されます。EU域外に設立された事業者はVAT関連のコンプライアンスを管理するため、EU内に設立された仲介者を指名する必要があります。これらの供給業者について、EUで生じた仮払VATの還付申請は引き続き第13指令に基づく手続きを行う必要があります(すなわち、OSS申告を通じて還付申請をすることはできません)。

また、申告期限が延長されます。VAT申告書の提出期限は現行の各課税期間の翌月20日から最終日に変更されます。提出後のOSS申告書の修正についても、新規則が導入されます。

### 物品の遠隔地販売を負う者

2019年1月1日に発効する新たな1万ユーロの基準に基づくと、消費者に対するサービスは供給業者が設立された加盟国でVAT課税対象になりますが、この基準は物品の遠隔地販売にも拡大されます。ただし、売上がこの基準を超えない遠隔地販売者は、当該基準を超えているものとして遠隔地販売に係る課税処理する(すなわち、OSSを適用のうえ、顧客が所在する国のVATを課税する)ことを選択できます。当該選択は2年間の適用が必要となります。さらに、遠隔地販売をOSSにより申告する事業者は、(VAT)インボイスを発行する必要がなくなります。この規則は他のB2C取引に既に適用されているものです。

### 輸入品の遠隔地販売

EU域内では22ユーロ以下の少額荷物に係る現行のVAT免税が廃止され、代わりにEU域内の少額物品のB2C輸入に係る「特例措置」が導入されます。2021年1月1日以降、当該特例措置は150ユーロまでの固有価値を持つ輸入貨物に適用されます(物品税の課税対象品には適用されません)。新たな(ハイブリッド)スキームに基づくと、以下の2つ(または実際には3つ)のオプションが利用可能です。

#### 1. 販売者がOSSスキームを適用する

- ▶ OSSに基づき申告される輸入については、VATが免除される
- ▶ EU域外に設立された輸入業者は仲介者を指名する義務がある
- ▶ 新たに導入される遠隔地販売は、輸入が行われる加盟国、あるいは最終仕向地である加盟国においてVAT課税対象となる
- ▶ 電子プラットフォームが取引を促進し、販売者がEU域外に設立された事業者、あるいは物品がEU域外から運び込まれる場合、当該プラットフォームが物品を売買しているとみなされる(すなわち、「販売者」となる)
- ▶ 販売者またはその仲介者によるOSS VAT申告を通じてVATが徴収される
- ▶ 支払いが承認された時点でVAT課税事象が発生する
- ▶ 加盟国は輸入品の遠隔地販売に対して標準税率のみの適用を選択できる

このシナリオでは、EU域外のプラットフォームはEU域外からEU加盟国の個人への直接的な物品の供給に関与(供給を促進)しています。物品のEU域内への輸入時に、供給に対して発生するVATの申告納付に適用されるOSSにおいてプラット

フォームの仲介者(販売者)が使用する特定の識別番号を国際宅配便業者が税関に提示できる場合には、輸入VATは発生しません。顧客が所在する加盟国のVATは物品の「遠隔地販売」に対して発生し、その際に標準税率のみが適用されると考えられます。仲介者が当該加盟国でVAT登録していない場合、販売者(この場合:プラットフォーム)に代わり仲介者の所在地国におけるOSSを通じて現地VATの申告納付を行う必要があります。

## 2. 固有価値が150ユーロ以下の貨物に対する代替手続き

このシステムは、販売者がOSSを適用しなければならないにもかかわらず、それを怠った場合に適用されます。これは、顧客の国で課税対象の販売がなかったことを意味するのではなく、単に販売者に対して当該のVATの会計処理・支払いを実際に強制できなかったことを意味します。

- ▶ 物品の受領者(最終顧客)のために物品を税関に提示する者(国際宅配便業者や郵便事業者)は、月次の電子申告を通じて輸入VATの申告・支払いを行います。
- ▶ 最終顧客は、物品を税関に提示する者が徴収するVATの支払いに対する責任を負います。
- ▶ 加盟国はこれらの取引に対してVAT標準税率を常に適用することが認められています。

このシナリオでは、EU域外のプラットフォームはEU域外からEU加盟国の個人への直接的な物品の供給に参与して(供給を促進して)います。販売者(またはプラットフォーム)は仲介者を起用していない(望まない)ため、物品がEUに運び込まれた時点で(国際宅配便業者が物品を税関に提示した時点で)輸入VATが発生します。このスキームの下では、国際宅配便業者は顧客から徴収したVATを計上し、月次のVAT電子申告を通じて納付することが可能です。国際宅配便業者は現在行っているのと同様に、このVAT費用を顧客に転嫁します。

## 3. 貨物の価値が150ユーロを超える場合

このシナリオでは、OSSを適用できませんが、新たな「EU域外からの物品の遠隔地販売」規則が引き続き適用されます。これは、EU域外に設立された販売者が物品の最終仕向地国のVATを徴収し、そのVATを納付するために当該国でVAT登録を行わなければならないことを意味します。販売者が上記手続きを行うか否かに関わらず、EUへの物品の輸入についても課税対象となります。

- ▶ 現行の輸入VAT(および関税)の支払いプロセスは維持される

- ▶ その一方で、新たな「EU域外からの輸入品の遠隔販売」課税事由も適用されます。これは、販売者が当該規則を順守し、最終仕向地国でVAT登録を行い、顧客より徴収した現地VATを税務当局に支払う場合、二重課税リスクが存在することを意味します。輸入時に発生するVATは、通常国際宅配便業者と郵便事業者が支払い最終顧客に請求するため、当該輸入VATが「販売者」によって控除できない場合、二重課税が発生する可能性があります。

上記が実務においてどのように機能するかについては、現在の規則からは明確ではありません。しかし、固有価値が150ユーロを超える物品をEU域外から購入する顧客にとって、二重課税は容認できるものではないため、このことが極めて重要であるのは言うまでもありません。

このシナリオでは、EU域外プラットフォームはEU域外からEU加盟国の個人への直接的な物品供給に参与(供給を促進)しています。販売者(またはプラットフォーム)はOSSを適用できないため、たとえ販売者が仕向地国でVAT登録を行い、現地のVATを最終顧客に請求し、そのVATを現地の税務当局に納付する場合でも、輸入VATは物品がEUに運び込まれた時点で(国際宅配便業者が物品を税関に提示した時点で)発生します。輸入VATの申告と支払いのための特別なスキームは適用されません。

## オンライン・マーケットプレイス

上記で簡単に述べた通り、電子的インターフェース(例:マーケットプレイス、プラットフォーム、ポータル)の利用を通じて輸入品の遠隔販売を促進するオンライン・マーケットプレイスは、それらの物品を自ら受け取り供給したとみなされます。これには、EU域外に設立された事業者が実行する全ての遠隔販売に適用され、(特定の販売に関して)EUに輸入される物品と既にEU域内の(オンライン・マーケットプレイスまたは供給業者の)保管施設にある物品が含まれます。

## 全体的な状況

これらの新規則はEUが進める電子商取引プロバイダーのためにより公平な環境を確保するための作業に合致しています。この分野における他の取り組みには、「[ジオ・ブロッキング\(オンライン顧客が別の加盟国を拠点とするウェブサイトから商品やサービスにアクセスして購入することを阻止\)](#)を禁止する新たな規制」のほか、国境を越えた宅配市場の透明性と競争力を高め、消費者や電子商取引小売業者がEU域内で商品をオンラインで購入する際に遭遇する障壁を引き下げることを目指す「[クロスボーダー宅配に関するイニシアティブ](#)」があります。

## 影響

多くの点で、新規則は簡素化とより公平な環境の可能性を供給しています。EU域内に設立されていない供給業者とプラットフォーム運営者は原則として、コンプライアンス費用を最低限に抑えることを目指す新規則を適用するべきです。

ただし、新規則は国際宅配便業者や郵便事業者にも影響を及ぼします。これらの事業者は、OSSが適用される場合に物品の輸入に対する輸入VATの免除のため、EU域外の販売者またはその仲介者の個別のVAT識別番号を提示することが予想されるだけでなく、OSSが適用されない場合、より多くの貨物を申

告する必要が生じるでしょう。また、以前よりも多くの取引を実行する必要が生じるとみられますが、EUにおける他の取り組みを踏まえると、これらの業務費用をどの程度転嫁できるかについては現時点ではまだ分かりません。

また、新規則では、二重課税(輸入VAT及び遠隔地販売に係るVAT)が生じる可能性のある、EU域外の供給業者がOSSを適用せずに、EU域外から運び込まれる物品の遠隔地販売に関して新規則を適用することにした場合の状況について、完全に明確にはされていません。

## 巻末注

1. この規則は2017年12月29日付Official Journal of the European Union(欧州連合官報)で公表されました。
2. 新規則に基づく、ミニワンストップショップ(MOSS)は他のサービスや物品の供給についても利用可能なため、当アラートではこの制度をワンストップショップと呼びます。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

### EY税理士法人

大平 洋一  
古市 泰之

パートナー  
マネージャー

yoichi.ohira@jp.ey.com  
yasuyuki.furuichi@jp.ey.com

### メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
  2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- \* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要があります。



@EY\_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等がございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

### EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部  
tax.marketing@jp.ey.com

## EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

### EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[ey.com](http://ey.com) をご覧ください。

### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp) をご覧ください。

© 2018 Ernst & Young Tax Co.  
All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20180426

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[www.eytax.jp](http://www.eytax.jp)